

鳥取市市民政策コメント実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市自治基本条例（平成20年鳥取市条例第25号）第26条第3項の規定に基づき、市民政策コメントの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 鳥取市自治基本条例第2条第1号に規定する市民、市税の納税者その他市の利害関係者をいう。
- (2) 市民政策コメント 市が策定若しくは改定しようとする施策、計画等の案又は市が制定若しくは改廃しようとする条例等の案（以下「施策案等」という。）の内容について広く公表し、市民等からの意見、要望等（以下「意見等」という。）を受け付け、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

(実施の範囲)

第3条 市民政策コメントを必要とする施策案等は、市民等の生活に重大な影響を及ぼすと考えられる次に掲げるものとする。

- (1) 大規模な拠点開発及び施設整備計画の策定又は改定
- (2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例又は市民等に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料、手数料及び保険料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
- (3) 総合計画等市の基本的政策を定める計画又は個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (4) その他市民等の生活に重大な影響を及ぼす規則等の制定又は改廃

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民政策コメントを行わないことができる。

- (1) 軽微なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うことにより、政策的な判断を伴わないもの

3 市長は、第1項各号に掲げる事項以外のものについても、市政運営に関し、積極的に市民政策コメントを行うよう努めるものとする。

(実施予定案件の公表)

第4条 市長は、毎年度、その年度において市民政策コメントを実施しようとする施策案等の案件を取りまとめ、これを鳥取市公式ホームページに掲載することにより公表するものとする。

(審議の過程等の公表)

第5条 市長は、前条の規定により公表した実施予定案件に関する審議の過程又は検討の状況について、非公開情報を除き随時公表するものとする。

(市民政策コメントの実施)

第6条 市長は、市民政策コメントを実施しようとするときは、当該施策案等を公表するとともに、次に掲げる資料を併せて公表するよう努めるものとする。

- (1) 施策案等を策定する趣旨、目的及び背景
- (2) 根拠法令の規定や上位計画等の概要
- (3) 施策案等を立案する際に整理した考え方
- (4) 施策案等の実施に係る概算事業費
- (5) 期待する効果及び可能な限り数値化された目標
- (6) その他市長が必要と認める資料

2 市長は、前項の公表に際して、次に掲げる意見等の提出に係る事項等を併せて公表するものとする。

- (1) 施策案等に対する意見等の提出期間、提出先及び提出方法
- (2) 施策案等に係る資料の入手方法
- (3) 施策案等についての問い合わせ先

(情報提供の方法)

第7条 市長は、市民政策コメントの実施に当たっては、次に掲げる媒体をすべて利用し、市民等に対し情報提供するものとする。

- (1) 報道機関
- (2) とっとり市報
- (3) 鳥取市公式ホームページ
- (4) 鳥取市行政情報番組（ぴよんぴよんネット）

2 市長は、必要に応じ前項各号に掲げる媒体のほか、次に掲げる方法により情報提供に努めるものとする。

- (1) ちらし、パンフレット等
- (2) 市民説明会
- (3) その他案件に応じた効果的な方法

(意見等の提出期間)

第8条 市長は、前条の規定により情報提供を開始した日から起算して20日以上、市民等からの意見等の提出の期間を確保しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、20日を下回る期間を定めることができる。

(意見等の提出方法)

第9条 意見等は、原則として文書（電子文書を含む。）によるものとし、次に掲げる方法により提出するものとする。

- (1) 郵便
- (2) 電子メール

- (3) ファクシミリ
- (4) 市長が指定する場所への書面の持参
- (5) とっとり電子申請サービス（鳥取市）
- (6) その他市長が必要と認める方法

2 意見等を提出する者は、住所、氏名その他市長が必要と認める事項を明らかにしなければならない。

（個人情報保護）

第10条 前条の規定により提出された意見等のうち個人情報に関するものは、鳥取市個人情報保護条例（平成14年鳥取市条例第31号）の趣旨により適正に取り扱うものとする。

（意見等の取扱い）

第11条 市長は、第9条の規定により提出された意見等に対する市としての考え方及び施策案等への反映状況を取りまとめ、提出された意見等と併せ次に掲げる媒体を利用し、公表するものとする。

- (1) 鳥取市公式ホームページ
- (2) 鳥取市行政情報番組（ぴよんぴよんネット）
- (3) その他市長が必要と認める方法

2 市長は、提出された意見等を考慮して施策案等の策定について意思決定を行うものとする。

（実施結果の公表）

第12条 市長は、毎年度、市民政策コメントを行った施策案等の状況を取りまとめ、これを鳥取市公式ホームページに掲載することにより公表するものとする。

（複数回の実施）

第13条 市民政策コメントは、同一案件について、複数回実施できるものとする。

2 市長は、市民政策コメントにより提出された意見等に基づき修正された施策案等が第6条の規定により公表した施策案等と大きく異なるものとなったときは、再度市民政策コメントを実施するよう努めるものとする。

（市民政策コメント手続によらない意見等の取扱い）

第14条 第4条の規定により実施予定案件を公表してから施策案等の最終案を取りまとめるまでに、当該案件に関して市長への手紙制度、公聴会、アンケート等、市民等の市政への参画を促進する制度で得られた意見等は、当該案件を審議している審議会若しくは検討会（以下「審議会等」という。）又は市民政策コメントにおいて、意見等として適切に取り扱うものとする。

（市民政策コメントの特例）

第15条 市長は、審議会等がこの要綱の規定に準じた手続を経て策定した報

告、答申等に基づき、施策案等の策定を行うときは、第3条の規定にかかわらず、市民政策コメントを行わないで意思決定をすることができる。

- 2 法令により、縦覧等の手続が義務づけられている施策案等の策定にあつては、この要綱と同等の効果を有すると認められる範囲内において、この要綱の規定に準じた手続を行ったものとみなし、その他必要な手続のみを行うことで足りるものとする。

(各執行機関等での取扱い)

第16条 市長は、市民政策コメントの実施について、この要綱に準じた運用を教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び病院事業管理者に求めるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年 1月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年 7月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年 9月29日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年 7月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2年 8月 1日から適用する。